

○財務省告示第六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年二月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年三月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百四十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札

四 発行方法 であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方 法 各申込みのうち応募価格の高い
イ 価格競争 当ものからその応募額を順次割り
入札発行

十 一	九	八						七						六															
一 発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	争	非	者	特	国		
発	替	低	額	札	入	格	第	参	債	札	格	込	札	入	格	第	参	債	札	格	行	札	入	格	第	参	債	札	
行	単	額	面	発	発	競	I	加	場	発	競	金	発	発	競	I	加	場	発	競	額	発	発	競	I	加	場	発	
価	位	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	額	金	金	金	金	金	金	金	金	金	額	金	金	金	金	金	金	金
格																													
平	す	額	の	振	千			万	千	十	二			額	八	額			額	八	額				込	募	各		
成	る	の	記	替	万			五	七	三	兆			面	千	面			面	千	面			み	限	国			
二	°	整	載	法	円			千	百	九	千			金	万	金			金	万	金			の	度	債			
十		数	又	の				円	九	十	百			額	円	額			で	千	で			応	額	市			
五		倍	は	規				十	九	百	八			千	二	兆			八	兆	三			募	の	場			
年		の	記	定				億	八	十	三			百	三	千			一	百	九			額	を	特			
二		金	録	に				千	二	百	六			一	千	百			億	九	十			を	割	別			
月		額	は	よ				二	百	九	十			十	八	億			億	十	八			り	内	加			
二		に	よ	る				九	十	三	億			億	九	十			億	十	八			当	に	者			
十		よ	る	最				十	三	億	六			十	八	億			十	八	億			て	お	ご			
日		も	の	額				十	三	億	四			十	八	億			十	八	億			る	い	と			
		の	と	面				十	三	億	二			十	八	億			十	八	億			。	各	の			
		と	金	簿				十	三	億	二			十	八	億			十	八	億			。	申	応			

